

発議案第3号

地方自治法改正の見直しを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年6月24日提出

匝瑳市議会議長 平山 政利 様

提出者	匝瑳市議会議員	内山 隼人
賛成者	匝瑳市議会議員	近藤 魁人
賛成者	匝瑳市議会議員	伊東 一成
賛成者	匝瑳市議会議員	石橋 春雄
賛成者	匝瑳市議会議員	椎名 勝英
賛成者	匝瑳市議会議員	増田 正義
賛成者	匝瑳市議会議員	林 明敏
賛成者	匝瑳市議会議員	山崎 等
賛成者	匝瑳市議会議員	石田 加代
賛成者	匝瑳市議会議員	田村 明美
賛成者	匝瑳市議会議員	石田 勝一

提案理由

発議案第3号

地方自治法改正の見直しを求める意見書について

本案は、大規模災害や感染症の大流行など非常事態が発生した際、国が自治体に必要な指示ができることとして6月19日に成立した改正地方自治法の見直しを求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたく、別紙のとおり提案いたすものであります。

## 地方自治法改正の見直しを求める意見書

今国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」では、大規模な災害、感染症のまん延その他「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」が発生した場合、個別法に規定がなくとも「国の補充的指示」として、自治体に必要な指示を行うことが出来るとされている。

法改正の理由として、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」での対応を例に挙げ、「今後生じうる想定できない事態に備えるもの」としているが、地方自治法を改正する立法事実とは言い難い。

今回の法改正は、2000年の地方分権一括法で明確にされた「国と地方は対等」「国の関与は必要最小限とし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない」とする考えから逆行するものであり、国への集権化を進め、地方分権、地方自治を後退させるおそれがあるものと言わざるを得ない。

地方自治法は本来、国と自治体の役割分担を守るための法律であり、非常時の対応は個別法で定めるべきである。個別法の根拠規定がないにもかかわらず、一般法である地方自治法に基づいて、自治事務にまで「指示」を出せるようにする改正案は、自治体の自治権を狭めるものになる。

さらに、国が自治体に対する「指示」の要件に「緊急性」の文言が抜けており、「指示」ができる範囲が曖昧で漠然としているため、「緊急性」がなくても、大臣の恣意的な判断によって対象範囲が拡大されるリスクを抱えている。

自治事務に関しては、地域社会の実情を一番に理解している自治体の判断が何よりも尊重されるべきである。非常時の危機管理法制においても、災害時に対応を行うのは基本的に市町村であると定められており、災害の規模等に応じて、都道府県や国の関与を可能としている。

政府は3月1日に改正案を閣議決定し、今国会で成立となった。しかし、地方自治の根幹を揺るがす大きな問題である以上、地方自治の本旨に則り、丁寧で慎重な議論を重ね、自治体の自治権を侵害することのないよう見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月24日

千葉県匝瑳市議会議長 平山 政利

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 松本 剛明 様

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 自見 英子 様